

越谷市告示第 **420** 号

越谷市公契約条例（平成28年条例第51号）第6条第1項の規定により令和5年度労働報酬下限額を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年10月 **13** 日

越谷市長 福田 晃

業務の委託に関する契約及び指定管理協定（越谷市公契約条例第6条第1項第2号に規定する対象委託契約）に係る労働報酬下限額
1,035円（1時間当たり）